○包括外部監査契約の締結

(行政経営推進課)

ページ

包括外部監査契約の期間の始期

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十五年四月五日

おり包括外部監査契約を締結したので告示する。

平成二十五年四月十九日

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、

次のと

(障害福祉課)

告

示

目

次

発

○宮城県告示第三百六十七号

宮城県(総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番1号

(毎週火,金曜日発行)

告

示

行

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

公

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

農村振興課

三

包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

同

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 ○公有水面埋立ての免許(二件) ○道路の区域変更

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 ○土地改良区役員の就任の届出

宮

○土地改良区役員の退任の届出

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(情報システム課)

 $\overline{}$ $\overline{\circ}$

(建築宅地課)

労働委員会

(1)

○宮城県労働委員会あっせん員候補者の告示

○教育委員会臨時会の開催

○指定管理者の変更の届出

教育委員会

○開発行為に関する工事の完了

○土地改良区の定款変更の認可

○土地改良区役員の就任の届出 (二件)

(二件)

(北部地方振興事務所)

(大河原地方振興事務所)

七 七

(都市計画課)

河 道

Ш 路

課 課

 \equiv

同

0

平成二十五年四月十九日

(東部地方振興事務所) 同 0

九

兀

包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

仙台市青葉区南吉成一丁目十一番地の十六

○宮城県告示第三百六十八号

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

宮城県知事
村
井
嘉
浩

宮城県知事
村
井
嘉
浩

 業所番号	
所在地の名称及び	
支援の種類指定障害児通所	
設置者名	
指定年月日	

〇四五〇七〇〇二九九	〇四五〇七〇〇二七三	〇四五〇五〇〇三六八	事業所番号
A n d Y o u の 丘	AndYouなとり 名取市那智が丘四丁	百十六番地八百十六番地八京仙沼市マザーズホ	所在地 事業所の名称及び
放課後等デイサ	か課後等デイサ	ービス 放課後等デイサ を発達支援	支援の種類指定障害児通所
一般社団法人	悠優会 一般社団法人	祖公福祉法人 福祉法人	設置者名
平成二十五年	四月一日 日 五年	四月一日 日 年	指定年月日

名取市那智が丘一丁一ービス

悠優会

四月

日

正

○宮城県公報平成二四年号外第四三号中

誤

 \equiv

○四五二八○○一二一 字正源八-二 アムカムカム 2 目五一二十二 **ービス** 放課後等デイサ のち晴れ 動法人くもり 四平月成 一日十五年

○宮城県告示第三百六十九号

の規定により告示する。 児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害

平成二十五年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四五二八〇〇一一三	事業所番号
字正源八 – 二	所在地事業所の名称及び
児童発達支援	児通所支援の種類廃止した指定障害
のち晴れ 動法人くもり	設置者名
三月一日平成二十五年	廃止年月日

○宮城県告示第三百七十号

第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。 地区土地改良事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業))計画を定めたので、同条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営吉田東部1期

の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴 立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日 日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申 えを提起することができる。 なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の

宮

城

平成二十五年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

平成二十五年四月十九日から平成二十五年五月二十二日まで

縦覧場所

亘理町役場

○宮城県告示第三百七十一号

第五項の規定により、

次のとおり縦覧に供する。

地区土地改良事業 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営吉田東部2期 (農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業))計画を定めたので、同条

立てに対する決定に不服があるときは、 日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申 えを提起することができる。 の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴 なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の 同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日

平成二十五年四月十九日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

平成二十五年四月十九日から平成二十五年五月二十二日まで

縦覧期間

三 縦覧場所

亘理町役場

○宮城県告示第三百七十二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消

平成二十五年四月十九日

した。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

許可を取り消した年月日

平成二十五年四月五日

 $\stackrel{-}{\sim}$ 商号又は名称等

会社会社日有限	平田 勉 工務店	が代表者の氏名
屋敷南八十七	崎六 – 一	主たる営業所の所在地
第一万七千六	百五十一号九 十二十四 九	許可 番 号
一部廃業業	一般 一般 是 設 業 業	業の種類 を取り消した建設 を取り消した建設
平成二十五年	平成二十五年三月八日	受付年月日

	珧		県		公		報						第2450号					
二路線名古	一 道路の種類 県道		平成二十五年四月十	土木事務所登米地域	その関係図面は、	変更したので告示する。	道路法(昭和二十	○宮城県告示第三百七十三号	建設業に係る廃業等	三 許可取消しの原	二階堂 LaSty by	给木 郁夫	水式会社 不式会社信工業	早坂 勇一				
古川佐沼線	道		月十九日	域事務所において一般の縦	平成二十五年四月十九日	五年四月十九日から三十日間宮城県庁(土木部第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、	平法律第百八十号)第十八条第一	.第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、	平法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、	平法律第百八十号)	平法律第百八十号)	七十三号	の届出があり、	因	丁目二 - 二 仙台市青葉区東勝山二	字三十三字三十文	山台市青葉区木町通二 四 一	
		宮城		の縦覧に供する。 九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課	から三十日間宮4						建設業法第二十九条第		百五十八号二 第一二十四 号二二十四	百五十八号二十八号二十八号二十二十十二十十二十十二十十二十十二十十十二十十十二十十十	百九十一号 第一二十一号 六十二十三	百六十九号		
		宮城県知事 村 井					の規定に基づき、次のよう			第一項第四号に該当		全部廃業	造 聞 是 設 理 設 業 業 業	電気通信工事業 電気通信工事業	建築工事業			
					課		よう				平	平	平					

干成二十五年 三月五日 三月十三日 一成二十五年 一 一 三 月 八 日 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ 三

つに道路の区域を

及び宮城県東部

嘉

浩

路彩 彳

三 道路の区域

同市迫町新田字南深沢三番三地先まで	変更の区間			
後	後前			
	10.0	(メートル)敷地の幅員		
一〇〇・六	一00.六	(メートル)敷地の延長		

○宮城県告示第三百七十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のと

おり免許した。

平成二十五年四月十九日

(3)

宮城県知事 村 井 嘉

浩

免許年月日

平成二十五年四月十二日

免許を受けた者の名称

埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域 東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所長 井上

晋

埋立区域

東松島市大塚字東三十九番地に隣接する公有水面

次に掲げる(1点から)(4点までを順次結んだ線及び(4)点から(1点を結んだ線により囲まれた区

の地点

基点 二級基準点北緯三八度二二分四四・五三三五秒東経一四一度〇七分五四・〇一〇六秒

(9) 点	(8) 点	(7) 点	(6) 点	(5) 点	(4) 点	点 (3)	(2) 点	(1) 点
(8) 点から	(7) 点から	(6) 点 から	(5) 点 から	(4) 点 から	(3) 点 から	(2) 点 から	(1) 点 から	基点から
一二〇度一八分四二秒	一二一度三八分〇五秒	一二一度〇二分〇八秒	一二〇度五七分五〇秒	一二一度三七分四六秒	一二一度○四分三七秒	一〇七度二六分三八秒	一二〇度二〇分四一秒	一五七度〇三分三一秒
五・一四メートルの地点	七・八五メートルの地点	七・九三メートルの地点	○・○五メートルの地点	八・九五メートルの地点	六・二五メートルの地点	○・九一メートルの地点	四・〇六メートルの地点	一〇〇・八四メートルの地点

一四一度一六分〇九秒	一四三度五一分一四秒	一四九度一八分○一秒	一一四度○九分○七秒
九・二〇メートルの地点	七・八一メートルの地点	四・五四メートルの地点	一・四一メートルの地点

八	八
· I.	·
九二	\equiv
<u>×</u>	=
î	î
ŀ	ŀ
ル	ル
0	0
地	地
点	点
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	****

(15) 点 (14) 点 (13) 点 (12) 点

一三六度三八分二五秒 一三八度二二分〇六秒

(15) 点から (14) 点から

(17) 点から (16) 点から

一五度三七分四七秒

(13) 点から (12) 点から (11) 点から (10) 点から (9) 点から

一三二度二六分四八秒 一四四度二〇分一二秒

(4)	25 24 23 22 21 20 (19 (18 点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点分分。	 一・三一メートルの地点 一・二五メートルの地点 一・二五メートルの地点 二・七五メートルの地点 二・七五メートルの地点 二・一七メートルの地点 	点 か 東 事 北 ら 三 の
	(28) (27) (26) (点点点点から ー		ハ点 印点から 一六三度○三分三二秒 一・五九メートルの地点印点 化点から 九五度二七分一一秒 五・一八メートルの地点(八点 基点から 一七三度三六分○四秒 六三・九二メートルの地点
— 報	30点 29点から 三一二度一二分二七秒	○・○九メートルの地点	(示点 に点から 一四五度四六分二二秒 二・八一メートルの地点に点 (い点から 一五四度四三分三四秒 三・六九メートルの地点
公	33点 33点から 三八度二七分四八秒32点 33点から 三〇九度一三分二九秒	○・一四メートルの地点二○・一三メートルの地点	(り点 (公点から 一三四度○一分二九秒 七・三一メートルの地点(公点 (お点から 一三四度二六分○二秒 九・四五メートルの地点
	35点 34点から 二五二度〇三分〇九秒34点 33点から 三一一度五〇分二八秒	○・四一メートルの地点五・八三メートルの地点	⑴点 沃点から 一二八度二○分○○秒 六・三○メートルの地点沃点 い点から 一三五度五一分五○秒 七・三六メートルの地点
城_	35点 35点から 三〇四度五〇分二五秒	九・八四メートルの地点八・二四メートルの地点	川点 以点から 一二○度二○分三八秒 四・○六メートルの地点以点 川点から 一二○度二○分五○秒 一・五五メートルの地点
金曜日 宮	(40) (39) (38) (37) 点点点点点 かかかか らららら	五・○一メートルの地点 一・五九メートルの地点	(カ) (ワ) (ヲ) (ル) 点 点 点 か ら ら ら ー ー ー ー
平成25年4月19日	点 点 点 点 点 E 誤 (45) (44) (43) (42) (41) 点 点 点 点 点 かかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかかか	二・四五メートルの地点 一・六八メートルの地点 六・七二メートルの地点	お点から 一二一度〇二分〇八秒 七・九三メートルの(ツ点から 一二一度三八分〇二秒 五・一四メートルの(ツ点から 一二一度一八分四二秒 五・一四メートルの(ツ点から 一四九度一八分〇一秒 四・五四メートルの(ツ点から 一四九度一八分〇一秒 四・五四メートルの(ツ点から 一四三度五一分一四少 に、「一メートルの(ツ点から 一四三度五一分一四少 に、「一メートルの(ツ点から 一四一度一八分〇一秒 四・五四メートルの(ツ点から 一四三度五一分一四少 に、「一メートルの(ツ点から 一四三度五一分一四少 に、「一メートルの(ツ点から)」
第2450号	一〇三九・九一平方メートル		以点 匀点から 一三八度二二分○六秒 八・二三メートルの地点 切点 が点から 一四一度一六分○九秒 九・二○メートルの地点 対点 氷点から 一四三度五一分一四秒 七・八一メートルの地点

ウウ点 ⑷点から 一三六度三八分二五秒 八・九二メートルの地点	仆点 (小点から 二九八度二三分二一秒 二・七七メートルの地点
	(行点 (小点から 二九八度二二分三○秒 ○・六八メートルの地点
2	(引点 (引点から 二九八度二二分二八秒 四・五九メートルの地点
対点 // / / / / / / / / / / / / / / / /	点
∅点 闭点から 四三度○一分三八秒 一・三一メートルの地点	
∀点 少点から 一二四度四二分五○秒 ○・七八メートルの地点	(7)点 (4)点から 二九六度○九分三八秒 五・三八メートルの地点
▽点 ∀点から 一四四度二二分三○秒 二・一四メートルの地点	点
份点 マ点から 一七四度四五分五一秒 一・二五メートルの地点	
⑦点 ⑦点から 一八三度二二分四八秒 二・七五メートルの地点	印点 (からから 二八七度○七分一二秒 二・四五メートルの地点
□点 「フ点から 一八七度○五分一○秒 ○・九二メートルの地点	
圧点 口点から 一九六度五一分五○秒 二・一七メートルの地点	(小点 (少点から 二九五度五八分一四秒 五・五二メートルの地点
〒	注 座標は、世界測地系による。
穴点 穴点から 三三六度○七分一一秒 三・八九メートルの地点	三 面積
(財点 ⑦点から 三二○度五七分五二秒 一・○○メートルの地点	一九二四・一三平方メートル
(判点)	四埋立地の用途
⑴点 沖点から 三一二度○九分五七秒 ○・二一メートルの地点	鉄道用地
以点 口点から 三一二度一二分二七秒 一○・○九メートルの地点	○宮城県告示第三百七十五号
ミメ点 メメ点から 三○九度一三分二九秒 二○・一三メートルの地点	公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のと
ジ点 ミシ点から 三八度二七分四八秒 ○・一四メートルの地点	おり免許した。
	平成二十五年四月十九日
ビ点 区点から 二五二度○三分○九秒 ○・四一メートルの地点	宮城県知事 村 井 嘉 浩
氏点 ビ点から 三〇四度二九分三四秒 八・二四メートルの地点	一 免許年月日
出点 氏点から 三○四度五○分二五秒 九・八四メートルの地点	平成二十五年四月十二日
ス点 ゼ点から 三○九度一○分○七秒 二・二三メートルの地点	二 免許を受けた者の名称
♡点 闪点から 三○二度三九分二五秒 四・五七メートルの地点	宮城県漁業協同組合代表理事理事長 阿部 力太郎
(4)点 ジ点から 二九四度三八分三九秒 一・五九メートルの地点	三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
印点 (4点から 三○二度○六分一七秒 五・○一メートルの地点	1 埋立区域
小点 仰点から 三○二度○六分二五秒 二・四五メートルの地点	(→) 位置
仁点 小点から 二九八度○八分○六秒 六・七二メートルの地点	東松島市大塚字東三十九番地に隣接する公有水面
(4点 に点から 三〇九度三四分五七秒 一・六八メートルの地点	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
(小点 (は点から 二八五度三四分二〇秒 六・五八メートルの地点	次に掲げる⑴点から⑲点までを順次結んだ線及び⑲点から⑴点を結んだ線により囲まれた区

(6)	域	基点 二級基準点北緯三八度二二分四四・五三三五秒東経一	『経一四一度○七分五四・○一○☆
	基点 二級基準点北緯三八度二二分四四・五三三五秒東経一四一度○七分五四・○一○六秒	の地点	
	の地点	⑴点 基点から 一七三度三六分○四秒 六三・九二メー	ートルの地点
	①点 基点から 一六三度〇八分三三秒 六五・一八メートルの地点	印点 イ点から 九五度二七分一一秒 五・一八メー	ートルの地点
	②点 ⑴点から 一六三度〇三分三二秒 一・五九メートルの地点	点から 一六三度○三分三二秒 一・五九メ	ートルの地点
	③点 ②点から 一五四度四三分三四秒 三・六九メートルの地点	臼点(八点から)一五四度四三分三四秒(三・六九メー	ートルの地点
	(4点 (3)点から 一四五度四六分二二秒 二・八一メートルの地点	舟点 臼点から 一四五度四六分二二秒 二・八一メー	ートルの地点
	⑤点 ⑷点から 一三四度二六分○二秒 九・四五メートルの地点	≪点 母点から 一三四度二六分○二秒 九・四五メー	ートルの地点
	⑥点 ⑤点から 一三四度○一分二九秒 七・三一メートルの地点	\P\点 ◇点から 一三四度○一分二九秒 七・三一メー	ートルの地点
	⑺点 ⑹点から 一三五度五一分五○秒 七・三六メートルの地点) チュート (小点から 一三五度五一分五○秒 七・三六メー	ートルの地点
	(8点 (7点から 一二八度二○分○○秒 六・三○メートルの地点	点から 一二八度二○分○○秒 六・三○メ	ートルの地点
報	⑨点 ⑧点から 一二○度二○分五○秒 一・五五メートルの地点	図点 切点から 一二○度二○分五○秒 一・五五メー	ートルの地点
	⑩点 ⑨点から 二〇三度〇〇分〇一秒 一五・二八メートルの地点	ル点 以点から 一二○度二○分三八秒 四・○六メー	ートルの地点
公	⑴点 ⑾点から 二九八度二二分三○秒 ○・六八メートルの地点	点から 一〇七度二六分三八秒 〇・九一メ	ートルの地点
	⑿点 ⑴点から 二九八度二二分二八秒 四・五九メートルの地点	切点 切点から 一二一度○四分三七秒 六・二五メー	ートルの地点
県	⒀点 ⑿点から 二九八度二三分三六秒 六・○四メートルの地点	幼点 切点から 一二一度三七分四六秒 八・九五メー	ートルの地点
	(4)点(3)点から 二九五度四一分一○秒 四・四○メートルの地点	킈点 幼点から 一二○度五七分五○秒 ○・○五メー	ートルの地点
城	⑮点 ⑭点から 二九六度○九分三八秒 五・三八メートルの地点	Ø点 回点から 一二一度○二分○八秒 七・九三メー	ートルの地点
	⑯点 ⑯点から 二九三度二四分四一秒 四・八四メートルの地点	心点 汐点から 一二一度三八分○五秒 七・八五メー	ートルの地点
宮	切点 16点から 二九五度三七分一四秒 八・三六メートルの地点	点から 一二〇度一八分四二秒 五・一四メ	ートルの地点
	⑱点 ⒄点から 二八七度○七分一二秒 二・四五メートルの地点	点から 一一四度○九分○七秒 一・四一メ	ートルの地点
曜日	(1)点 (1)点から 二九五度五七分五一秒 一・九六メートルの地点	泳点 炒点から 一四九度一八分○一秒 四・五四メー	ートルの地点
金	注 座標は、世界測地系による。	け点 泳点から 一四三度五一分一四秒 七・八一メー	ートルの地点
9日	(三) 面積	⑸点 け点から 一四一度一六分○九秒 九・二○メー	ートルの地点
月19	七三六・七三平方メートル	⑷点 ⑸点から 一三八度二二分○六秒 八・二三メー	ートルの地点
¥ 4	2 埋立てに関する工事の施行区域	炒点 (4)点から 一三六度三八分二五秒 八・九二メー	ートルの地点
₹25 ⁴	(一) 位置		ートルの地点
平成	東松島市大塚字東三十九番地に隣接する公有水面	(ノ)点 (中点から 一三二度二六分四六秒 八・二一メー	ートルの地点
号	(二) 区域	闭点 (ノ)点から 一五度三七分四七秒 ○・一七メー	ートルの地点
450-	次に掲げる分点から小点までを順次結んだ線及び小点から分点を結んだ線により囲まれた区	⊘点 闭点から 四三度○一分三八秒 一・三一メー	ートルの地点
第2	域	∀点 少点から 一二四度四二分五○秒 ○・七八メー	ートルの地点

(付) (付) (付) (付) (付) (付) (付) (付) 点点点点点点点点点点点点 (和) 点 (サ) 点 (ン) 点 (ス) 点 (七) 点 (モ) 点 (F) 点 (고) 点 (シ) 点 (ミ) 点 (x) 点 (ユ) 点 (1) 点 (ア) 点 (テ) 点 (エ) 点 (コ) 点 (フ) 点 (ケ) 点 (付点から (仆) 点から (小点から (体)点から (仁) 点から (以点から (引) 点から (小) 点から (小点から (付) 点から ジ点から (ミ点から (小点から 口点から 少点から ス点から 七点から 氏点から ヒ点から (ヹ点から メ点から 江点から 牛点から (サ点から 上点から (プ点から 分点から ア点から テ点から マ点から や点から 二九四度三八分三九秒 三〇二度三九分二五秒 二五二度〇三分〇九秒 三一一度五〇分二八秒 三一二度一二分二七秒 三一二度〇九分五七秒 三二二度二三分二一秒 二九八度二三分二一秒 二八五度三四分二〇秒 三〇九度三四分五七秒 二九八度〇八分〇六秒 三〇二度〇六分二五秒 三〇二度〇六分一七秒 三〇九度一〇分〇七秒 三〇四度五〇分二五秒 三〇四度二九分三四秒 三〇九度一三分二九秒 三二〇度五七分五二秒 二九八度二二分三〇秒 三三六度〇七分一一秒 二九八度二二分二八秒 一九六度〇九分三八秒 一九八度二三分三六秒 一九五度四 一四○度○○分五六秒 三八度二七分四八秒 九六度五一分五〇秒 八七度〇五分一〇秒 八三度二二分四八秒 七四度四五分五一秒 四四度二二分三〇秒 分 二〇・一三メートルの地点 一○・○九メートルの地点 〇・六八メー 二・七七メートルの地点 二・四五メートルの地点 四・五七メートルの地点 二・二三メートルの地点 九・八四メートルの地点 \circ 五・八三メートルの地点 〇・一四メートルの地点 〇・九二メー 五・三八メートルの地点 六・○四メー 六・五八メートルの地点 一・六八メートルの地点 六・七二メートルの地点 五・〇一メートルの地点 一・五九メートルの地点 八・二四メートルの地点 〇・二一メートルの地点 三・八九メートルの地点 二・一一メートルの地点 二・一七メートルの地点 二・七五メー 一・二五メー 二・一四メートルの地点 一・〇〇メートルの地点 一・九八メートルの地点 五九メー 四一メートルの地点 四〇メー トルの地点 トルの地点 トルの地点 トルの地点 トルの地点 -ルの地点

> (付) 点 (イカ) 点 (切) 点から 付点から 二九九度〇七分〇九秒 二九三度二四分四 一秒 Ŧî. 四 ・九四メー 八四メー - トルの地点 トルの地点 トルの地点

(相) 点から (付) 点から 二八七度〇七分一二秒 二・四五メー ・九六メートルの地点

二九五度五七分五 一秒

(付) 点から 二九五度五八分一四秒 五・五二メートルの地点

座標は、 世界測地系による。

(注)

 (\equiv) 面積

|九二四・||三平方メートル

埋立地の用途

四

漁業施設用地

○宮城県告示第三百七十六号

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、 石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 次のとおり公衆の (昭和四十三年法

縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

都市計画の種類及び名称

種類 石卷広域都市計画緑地

2 名称 八号防災緑地二号

縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百七十七号

役員の就任について、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、蔵王町土地改良区

平成二十五年四月十九日

宫城県大河原地方振興事務所

長

佐

野

好

昭

就任した者

就

任

年 月

 \mathbb{H}

(7)

氏 名

住

所 役職名

平成二十五年三月二十八日

本

多

栄

加美郡加美町沼ヶ袋字沢目十三番地

理

事

平成二十五年三月二十八日

澁

谷

耕

造

番地 加美郡河美下野目清水田北十四

理

事

平成

二十五年三月二十八日

早

坂

洋

加美郡加美町字原街道端四番地三

監

事

退任した者

平成

二十五年三月二十八日

高

橋

清

治

加美郡加美町字町屋敷二十一番地

監

事

平成

二十五年三月二十八日

 \equiv

浦

俊

郎

地加美郡加美町小泉字北要害二十七番

監

事

平成二十五年三月二十八日

渡

部

雄

加美郡加美町字新小路百七十一番地

理

事

平成二十五年三月二十七日

佐

藤

敏

郎

番地刈田郡蔵王町大字小村崎字後原二六

理

事

○宮城県告示第三百七十八号

平成二十五年四月十九日

良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、加美郡西部土地改

就任した者

宮城県北部地方振興事務所

宮 崎 博

之

	717	716	चर	चर		
平戊二十五年三月二十八日	平成二十五年三月二十八日	平成二十五年三月二十八日	平成二十五年三月二十八日	平成二十五年三月二十八日	就任年月日	
ŧ	加	佐	渡	鎌		
予	藤	藤	邊	田	氏	
自	賢	永		寛		
ß	治	幸	哲	_	名	
一加美郡加美町字長清水北	加美郡加美町宮崎	加美郡加美町字原南江端	加美郡加美町宮崎	加美郡加美町宮崎字旭	住	
	崎字町百四十番地二	南江端二十三番地		字旭二番十九番地	所	
E	理	理	理	理	役職	
ļī.	事	事	事	事	名	

所

平成二十五年三月二十七日	平成二十五年三月二十七日	平成二十五年三月二十七日	平成二十五年三月二十七日	平成二十五年三月二十七日	平成二十五年三月二十七日	平成二十五年三月二十七日	平成二十五年三月二十七日	平成二十五年三月二十七日	平成二十五年三月二十七日	退任年月日
澁	吉	佐	渡	加	天	今	本	鎌	加	-
谷	岡	藤	部	藤	野	野	多	田	藤	氏
眞	隆	永	_	賢	勇一	德	栄	寛	孝	
悦	生	幸	雄	治	郎	男	_	_	志	名
加美郡加美町字芋沢植村二番地	地	加美郡加美町字原南江端二十三番地	加美郡加美町字新小路百七十一番地	加美郡加美町宮崎字町百四十番地二	地加美郡加美町字長清水北一番十七番	番地 加美郡加美町宮崎字坂下三番六十六	加美郡加美町沼ヶ袋字沢目十三番地	加美郡加美町宮崎字旭二番十九番地	地が非別が、世界の一般の一般である。	住
									番	
監	監	理	理	理	理	理	理	理	理	役職名
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	名

○宮城県告示第三百七十九号

平成二十五年三月二十七日

 \equiv 浦 俊 郎

地加美郡加美町小泉字北要害二十七番

監

事

員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大崎土地改良区役

宮城県北部地方振興事務所

所 長

宮

崎

博

之

平成二十五年四月十九日

平成二十五年四月一日	就任年月日
菅原	氏
勘一	名
大崎市古川字竹ノ内二十三番地	住
理	役職
	成二十五年四月一日 菅 原 勘 一 大崎市古川字竹ノ内二十三番地

就任した者

	=	金曜日									<u> </u>	区	平	平	平		· 李		_
平成二十五年三月三十一日	退任年月日	退任した者	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	
菅原	氏		千 葉	青沼	南生	今 埜	木村	佐々木	高橋	佐々木	小松	高橋	千 坂	結城	高橋	大 山	青沼	木村	
勘一	名		良博	善徳	静則	辰 郎	志	琢磨	源	和範	庸一	博克	郎	猛 夫	生喜	久	信次	俊吉	
大崎市古川字竹ノ内二十三番地	住所		三番地	大崎市古川福沼二丁目十六番十七号	大崎市古川米袋字水押三十九番地	一 大崎市古川下中目字下小袋十七番地	大崎市古川耳取字天神十二番地	大崎市古川大崎字名生前川原八番地	地大崎市岩出山上野目字沢口七十四番	大崎市岩出山南沢字滝舘四十四番地	地 大崎市岩出山字上川原町百二十八番	大崎市古川清水字成田宮田十八番地	加美郡加美町平柳字六兵禧二番地一	地一大崎市古川飯川字十文字三百四十番	大崎市古川深沼字堤下十六番地	番地大崎市岩出山下野目字堂ノ口七十九	大崎市古川師山字八幡五十三番地	大崎市岩出山字松沢百五十八番地一	
理事	役 職 名		監事	監事	監事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	

平成二十五年三月三十

日

小

松

庸

地大崎市岩出山字上川原町百二十八番

理

事

平成二十五年三月三十

日

高

橋

博

克

大崎市古川清水字成田宮田十八番地

理

事

平成二十五年三月三十

日

千

坂

郎

加美郡加美町平柳字六兵禧二番地

理

事

平成二十五年三月三十

日

青

沼

信

次

大崎市古川師山字八幡五十三

一番地

理

事

平成二十五年三月三十一日

結

城

猛

夫

地一 大崎市古川飯川字十文字三百四十番

理

事

平成二十五年三月三十一日

佐々

木

勝

市

大崎市古川下中目字古河九十六番地

理

事

平成二十五年三月三十一日

高

橋

生

喜

大崎市古川深沼字堤下十六番地

理

事

平成二十五年三月三十一日

大

Щ

久

番地大崎市岩出山下野目字堂ノ口七十九

理

事

平成二十五年三月三十一日

大

場

典

番地 大崎市古川大崎字名生南川原二十三

理

事

平成二十五年三月三十

日

福

原

淑

郎

大崎市古川新堀字高谷十六番地

理

事

平成二十五年三月三十

日

木

村

俊

吉

大崎市岩出山字松沢百五十八番地

理

事

平成二十五年三月三十

日

佐々

木

和

範

大崎市岩出山南沢字滝舘四十四番地

理

事

宮城県告示第三百八十号

平成二十五年三月三十一日

青

沼

善

徳

大崎市古川福沼二丁目十六番十七号

監

事

平成二十五年三月三十一日

佐々木

琢

磨

大崎市古川字名生前川原八番地

監

事

平成二十五年三月三十一日

南

生

静

則

大崎市古川米袋字水押三十九番地

監

事

平成二十五年三月三十一日

高

橋

源

地大崎市岩出山上野目字沢口七十四番

理

事

良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

工地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、旧追川右岸土地改

平成二十五年四月十九日

宮城県北部地方振興事務所

崎 博 之

所長

宮

就 任 年 月

日

氏

名

住

所

役職名

就任した者

1	U)
_		

就任した者

平成二十五年三月十四日	平成二十五年三月十四日	就任年月日	

氏

名

住

所

役職名

○宮城県告示第三百八十一号

伊

藤

英

雄

大崎市田尻大貫字鹿飼道下四十番地

監

事

石

澤

健

理

事

員の就任について、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、真坂土地改良区役

平成二十五年四月十九日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 宮 崎 博

之

平成二十五年三月十八日 佐 藤 靖 秀 栗原市一追狐崎八甫十六番地二

○宮城県告示第三百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地改良

平成二十五年四月十九日

区の役員の退任について、次のとおり届出があった。

宮城県東部地方振興事務所

所 長 大 内

仁

退任した者

平成二	退
十五年三月三十一日	任年月日
吉田	氏
田和	
夫	名
石巻市蛇田字埣寺十二	住
二番地	所
理	役職
事	名

○宮城県告示第三百八十三号

北上川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十

条第二項の規定により、 平成二十五年四月十一日認可した。

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

平成二十五年四月十九日

宮城県東部地方振興事務所

長

大

内

仁

告

公

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した

宮城県知事

村

井

嘉

浩

仙台

平成二十五年四月十九日

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 みやぎハイパーウェブ新通信網サービス 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 式

 \equiv 落札者を決定した日 平成二十五年三月二十二日

市青葉区本町三丁目八番一号

落札者の名称及び所在地 東北インテリジェント通信株式会社 仙台市青葉区一番町三丁目七番

号

理

事

Ŧî. 落札金額 三億三千九百五十二万五千五百一円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

(消費税及び地方消費税の額を含む。)

七 入札の公告を行った日 平成二十五年二月八日

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 Î

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年四月十九日

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 井 嘉

浩

東松島市大塩字表沢十番十一

東松島市矢本字町浦三十番地三

織谷 攻

織谷 一美

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第六号

規定により、指定管理者から次のとおり変更の届出があった。公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年宮城県条例第四十三号)第七条の

宮

城県

教育委員

会

平成二十五年四月十九日

公の施設の名称

宮城県婦人会館

変更後の指定した団体の名称

一般財団法人みやぎ婦人会館

三 変更年月日

平成二十五年四月一日

○宮城県教育委員会告示第七号

り、教育委員会の臨時会を次のとおり招集する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定によ

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十五年四月十九日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

日 時 平成二十五年四月二十四日 午前十時

宮

場 所 教育委員会会議室

 $\vec{-}$

三事件

1 職員の人事について

十二人

五 傍聴手続

行います。

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して

(11) 六 問合せ先 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

宮城県教育庁総務課総務班(電話○二二-二一-三六一一)

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

労働委員会

○宮城県労働委員会告示第一号

会あっせん員候補者は、次のとおりである。労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定により委嘱している宮城県労働委員

平成二十五年四月十九日

宮城県労働委員会

会 長 荒 井 純

哉

宮城県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成25年4月1日現在)

布	掉	拉	*	ㅌ	涸	徭	*	茂	売	
噩	頭	蒸	樂	禬	#	+	埋	田	#	氏
* *					克	褒	塆		湾	松
٦٠	一一	靊	羂	透	洋	悪	4	景	典	
宮城県労働委員会委員 宮城県労働組合総連合常任幹事	宮城県労働委員会委員 東北地方交通運輸産業労働組合 協議会事務局長	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連 合会事務局長	宫城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城県本部委 員長	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連 合会会長	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	宮城県労働委員会委員	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	宮城県労働委員会委員 弁 護 士	現
全労連・宮城一般労働組合 副執行委員長	宮城交通労働組合書記長	日本労働組合総連合会宮城 県連合会副事務局長	宮城県東北電力関連産業労 働組合総連合会長	電機連合トーキン労働組合 中央執行委員長	弁護士	宮城県労働委員会事務局長	東北大学大学院法学研究科 長	横浜国立大学経営学部助教 授	仙台高等裁判所判事	主要経歴
平24.	平24.	平24.	平24.	平24.	平24.	平24.	平25.	平24.	平24.	委嘱年
4	4.	4		4.	4.	4	4-	4.	4.	年月
								l	_	Ш

第2450号 平成25年4月19日 金曜日	宮	城	県	公	報						(12)
	1 下 七 年 月 日 平成 年 月 日	ページ 段 行 正 正 目付け)中 ○宮城県公報平成二四年号外第四三号(平成二十四年十月三十一日付け)中	正誤	鈴 木 英 人 <mark>客弦調整課長 平24. 4. 1</mark>	石 神 敏 夫 宫城県労働委員会事務局次長兼 平24.4.1	谷 関 邦 康 宮城県労働委員会事務局長 平25.4.1	伊 藤 吉 里 宮城県労働委員会委員 社団法人宮城県経営者協会 平24. 7. 1 事務周長		丸 山 稔 宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社人財部部長 副支店長 平24 4. 1	岡 崎 智 政 宮城県労働委員会委員 株式会社三陸河北新報社	今 野 敦 之 株式会社ユーメディア代表取締 宮城県印刷工業組合理事長 平24. 4. 1 役社長